

一 部 開 示 決 定 通 知 書

武市フ第 55 号

平成 26 年 5 月 26 日

様

武雄市長 樋 渡 啓 祐



平成 26 年 5 月 11 日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	平成25年12月以降受け入れ分の行政視察申込書（行政視察申込書）
開示の日時	開示文書郵送による
開示の場所	同上
公文書の一部を不開示とする理由	武雄市情報公開条例第 7 条 2 号の規定に該当 (理由) 文書中に個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが存在するため
所 管 課	つながる部 フェイスブック・シティ課 フェイスブック係 電話番号(直通)0 9 5 4 - 2 3 - 9 1 2 1

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

- 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
- 3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定(上記 3 の異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)